平成２２年（フ）第２１２１４号
東京都府中市分梅町３―18―12　金原方、住民票上の住所東京都府中市寿町１丁目３－８
債務者　前田　真希
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２３５号
神奈川県横浜市西区浜松町13―５―404
債務者　姥山夕里香
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２３６号
東京都江戸川区松島４丁目13―７―103
債務者　小宮　孝則
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２３９号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目７－９―205
債務者　萩　　完
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２７７号
埼玉県八潮市大字浮塚686―１―406
債務者　岡田　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３０６号
千葉県富里市七栄896―20　メゾンベールⅡ201
債務者　本間　直記
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３１４号
東京都杉並区堀ノ内２丁目４―14
債務者　猪又　啓次
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３１６号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58―12―1215
債務者　金井　裕司
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３１７号
東京都足立区綾瀬７丁目６―13　第二コーポイトウ205
債務者　畑山トミ子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３１８号
東京都足立区綾瀬７丁目６―13　第二コーポイトウ205
債務者　畑山　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３１９号
東京都台東区清川２丁目６－２　岩村荘12
債務者　屋宜　盛彦
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３２０号
千葉県船橋市宮本６―21―20―202、住民票上の住所千葉県船橋市宮本６丁目14―６―301
債務者　藤原　岳人
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３２１号
東京都立川市一番町６丁目８－１　立川一番町東39―304
債務者　飯村　京子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３２３号
東京都目黒区駒場４丁目８－７―101
債務者　浅野　陽子
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３３１号
東京都板橋区清水町44―３―1005
債務者　菅原　太郎
1　決定年月日時　平成22年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部